

令和3年度 宗像市地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
ページ	内容	ページ	内容	
共通	防災企画課から危機管理課へ課名変更 ・ <u>防災企画課</u> 危機管理交通担当部長から危機管理担当部長へ職名変更 防災企画課長から危機管理課長へ職名変更 ※機構改革に伴う修正 ・ <u>危機管理交通担当部長</u> ・ <u>防災企画課長</u> 令和3年5月20日、避難情報の運用変更に伴う変更 ・ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・ <u>避難勧告</u> ・ <u>避難指示（緊急）（削除）</u> ・ <u>災害発生情報</u>	共通	・ <u>危機管理課</u> ・ <u>危機管理担当部長</u> ・ <u>危機管理課長</u> ・ <u>高齢者等避難</u> ・ <u>避難指示</u> （避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化） ・ <u>緊急安全確保</u>	機構改革に伴う修正 (変更) (変更) (変更) 避難情報の変更 (変更) (変更) (削除) (変更)

総則
25

第3節 第1自然的条件 2気象

■本市の気象（過去10箇年）

■本市の気象（過去10箇年）

年	気 温(°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	天 気 日 数(日)				
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)			晴	曇	雨	雪	霽
H20(2008)	15.9	19.9	11.9	75.4	1,546	193	127	43	3	—
H21(2009)	15.8	20.1	11.6	78.4	1,600	184	139	40	2	—
H22(2010)	16.0	20.3	11.8	80.5	1,936	169	155	40	1	—
H23(2011)	15.7	19.8	11.6	81.0	1,919	138	185	36	6	—
H24(2012)	15.5	19.6	11.6	80.8	1,817	133	199	32	2	—
H25(2013)	16.1	20.3	11.9	78.5	1,800	182	141	40	2	—
H26(2014)	15.6	19.9	11.5	79.1	1,660	168	162	35	—	—
H27(2015)	16.1	20.3	12.1	82.7	1,743	171	156	38	—	—
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	85.2	2,152	169	132	61	4	—
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	80.3	1,352	195	131	39	—	—

出典:気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」
平均湿度、天気日数は、宗像地区消防本部「気象月報」

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	234.5 (2009/7/24)	196.0 (1980/7/1)	191.0 (2018/7/6)	181.0 (1981/7/7)	170.0 (1980/8/30)	1976/1 2018/11
日最大10分間降水量 (mm)	21.5 (2009/7/24)	20.0 (2013/7/3)	19.5 (2012/7/3)	18.0 (2012/7/30)	17.0 (2012/7/13)	2009/2 2018/11
日最大1時間降水量 (mm)	68 (1991/9/14)	62 (2012/7/3)	60 (1999/6/29)	59 (2009/7/24)	59 (1991/9/27)	1976/1 2018/11
月降水量の多い方から (mm)	797.0 (1980/7)	691.0 (2003/7)	645.0 (1980/8)	597.5 (2009/7)	578.0 (1985/6)	1976/1 2018/11

総則
25

第3節 第1自然的条件 2気象

■本市の気象（過去10箇年）

■本市の気象（過去10箇年）

年	気 温(°C)			総降水量 (mm)
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)	
H23(2011)	15.7	19.8	11.6	1,919
H24(2012)	15.5	19.6	11.6	1,817
H25(2013)	16.1	20.3	11.9	1,800
H26(2014)	15.6	19.9	11.5	1,660
H27(2015)	16.1	20.3	12.1	1,743
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	2,152
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	1,352
H30(2018)	16.3	20.7	12.0	1,643
R1(2019)	16.6	21.1	12.3	1,455
R2(2020)	16.5	20.8	12.2	1,991

出典:気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	234.5 (2009/7/24)	196.0 (1980/7/1)	191.0 (2018/7/6)	181.0 (1981/7/7)	170.0 (1980/8/30)	1976/1 2021/5
日最大10分間降水量 (mm)	21.5 (2019/7/18)	21.5 (2009/7/24)	20.0 (2019/8/29)	20.0 (2013/7/3)	19.5 (2012/7/3)	2009/2 2021/5
日最大1時間降水量 (mm)	68 (1991/9/14)	62 (2012/7/3)	60 (1999/6/29)	59 (2009/7/24)	59 (1991/9/27)	1976/1 2021/5
月降水量の多い方から (mm)	797.0 (1980/7)	714.0 (2020/7)	691.0 (2003/7)	645.0 (1980/8)	597.5 (2009/7)	1976/1 2021/5

総則
26

第3節 第1自然的条件 2気象

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
年降水量の多い方から (mm)	2,627 (1980)	2,251 (1985)	2,151.5 (2016)	2,058 (1993)	2,048 (2006)	1976年 2017年
日最大風速・風向 (m/s)	17 東北東 (2006/9/17)	17 東 (2005/9/6)	16 北東 (2004/10/20)	16 北西 (2004/8/30)	16 西北西 (1991/9/27)	1977/2 2018/11
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	29.3 東北東 (2015/8/25)	26.2 東北東 (2017/10/22)	24.8 北東 (2014/10/13)	24.6 南南東 (2018/10/6)	23.7 西 (2018/3/1)	2009/2 2018/11

出典:気象庁（過去の気象データ）

総則
26

第3節 第1自然的条件 2気象

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
年降水量の多い方から (mm)	2,627 (1980)	2,251 (1985)	2,151.5 (2016)	2,058 (1993)	2,048 (2006)	1976年 2020年
日最大風速・風向 (m/s)	17 東北東 (2006/9/17)	17 東 (2005/9/6)	16 北東 (2004/10/20)	16 北西 (2004/8/30)	16 西北西 (1991/9/27)	1977/2 2021/5
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	29.3 東北東 (2015/8/25)	27.1 南東 (2020/9/2)	26.6 南 (2020/9/7)	26.2 南南西 (2019/9/22)	26.2 東北東 (2017/10/22)	2009/2 2021/5

出典:気象庁（過去の気象データ）

最新の情報に更新
及び必要な情報の
整理

(変更)
(削除)

最新の情報に更新
(変更)

	<p>第3節 第2社会的条件 1人口</p> <p>本市の人口、世帯数(平成29年11月末日現在)は、<u>97,245人</u>、<u>42,062世帯</u>である。</p> <p>人口は、<u>増加傾向にあり(削除)</u>10万人に達しようとしているが、近年鈍化している。</p> <p>世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。</p> <p>65歳以上の老年人口(<u>27,211人</u>)は、全体の<u>28.0%</u>を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。</p> <table border="1" data-bbox="219 630 651 727"> <tr> <td colspan="2">■宗像市の人口</td> <td>平成30年11月末現在</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>97,245人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>42,062世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>28.0%</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典：住民基本台帳</p>	■宗像市の人口		平成30年11月末現在	人口	97,245人		世帯数	42,062世帯		高齢化率	28.0%		<p>第3節 第2社会的条件 1人口</p> <p>本市の人口、世帯数(令和3年5月末日現在)は、<u>97,133人</u>、<u>43,858世帯</u>である。</p> <p>人口は、10万人に達しようとしているが、近年鈍化している。</p> <p>世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。</p> <p>65歳以上の老年人口(<u>28,958人</u>)は、全体の<u>29.8%</u>を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。</p> <table border="1" data-bbox="1115 619 1585 727"> <tr> <td colspan="2">■宗像市の人口</td> <td>令和3年5月末現在</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>97,133人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>43,858世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>29.8%</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典：住民基本台帳</p>	■宗像市の人口		令和3年5月末現在	人口	97,133人		世帯数	43,858世帯		高齢化率	29.8%		<p>最新の情報に更新 (変更) (削除)</p>
■宗像市の人口		平成30年11月末現在																									
人口	97,245人																										
世帯数	42,062世帯																										
高齢化率	28.0%																										
■宗像市の人口		令和3年5月末現在																									
人口	97,133人																										
世帯数	43,858世帯																										
高齢化率	29.8%																										
<p>総則 32</p>	<p>第4節 第2災害危険性 1風水害</p> <p>■風水害により被害を受ける可能性のある箇所 表中</p> <p>土砂災害 土砂災害(特別)警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊の箇所数変更</p> <p><u>692(内 629)区域</u></p>	<p>総則 32</p> <p>第4節 第2災害危険性 1風水害</p> <p>■風水害により被害を受ける可能性のある箇所 表中</p> <p>土砂災害 土砂災害(特別)警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊の箇所数変更</p> <p><u>686(内 618)区域</u></p>	<p>最新の情報に更新 (変更)</p>																								
<p>災害 予防 37</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 1避難勧告等の基準の明確化</p> <p>市は、原則として、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の<u>3段階</u>に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、内閣府の「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(平成31年3月)等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報をふまえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定める。(略)</p>	<p>災害 予防 37</p> <p>第3節 第3避難体制の整備 1避難指示等の基準の明確化</p> <p>市は、原則として、<u>高齢者等避難、避難指示の2段階</u>に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、内閣府の「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」(令和3年5月)等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報をふまえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定める。(略)</p>	<p>避難情報の変更 (変更)</p>																								

<p>風水 応急 2</p>	<p>第1節 第1職員の動員配備 1 配備の基準 ■配備基準【風水害】 <u>表下の注釈※3 一部削除</u> ※3 <u>交通対策課職員は、総務対策班の指揮下に、大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、それぞれ大島・地島全般の応急対応を支援する。</u></p>	<p>風水 応急 2</p>	<p>第1節 第1職員の動員配備 1 配備の基準 ■配備基準【風水害】 <u>表下の注釈※3 一部削除</u> ※3 <u>大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、大島・地島全般の応急対応を支援する。</u></p>	<p>機構改革に伴う変更 (削除)</p>
<p>風水 応急 8</p>	<p>第1節 第4災害対策本部の運営 2 災害対策本部の組織等 ■宗像市災害対策本部の組織構成図(令和3年1月29日現在) 〔対策本部会議〕 ・ <u>都市建設部長</u> (削除) 〔対策部・班名(班長)〕 ・ <u>(都市建設部長)</u> (削除) 〔平常時部局〕 ・ <u>(都市建設部長)</u> (削除) 〔平常時課室等欄〕 ・ <u>交通対策課</u> (削除) ・ <u>文化財課</u> (削除)</p>	<p>風水 応急 8</p>	<p>第1節 第4災害対策本部の運営 2 災害対策本部の組織等 ■宗像市災害対策本部の組織構成図(令和3年4月1日現在) 〔対策本部会議〕 ・ <u>都市整備部長</u> (追加) ・ <u>都市再生部長</u> (追加) 〔対策部・班名(班長)〕 ・ <u>(都市整備部長)</u> (追加) ・ <u>都市再生部長</u> (追加) 〔平常時部局〕 ・ <u>(都市整備部長)</u> (追加) ・ <u>都市再生部長</u> (追加) 〔平常時課室等欄〕 ・ <u>デジタル化推進室</u> (追加) ・ <u>ふるさと寄附推進室</u> (追加) ・ <u>都市計画課(主管課)</u> (都市建設部から都市整備部)</p>	<p>機構改革に伴う修正 (変更)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>維持管理課</u>（都市建設部から都市整備部） ・<u>都市整備部</u>（都市建設部から都市整備部） ・<u>下水道課</u>（都市建設部から都市整備部） ・<u>都市再生課（主管課）</u>（主管課追加、都市建設部から都市再生部） ・<u>建築課</u>（都市建設部から都市再生部） ・<u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u>（追加） ・<u>元気な島づくり課</u>（追加） ・<u>世界遺産課</u>（市民協働環境部から教育子ども部） 	
風水 応急 10	第1節 第4 災害対策本部の運営 5分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表 〔所属欄〕 ・ <u>交通対策課</u> （削除） 〔分担作業〕 ・総務対策班 <u>20) 渡船の運航管理、ふれあいバスの運行管理</u> （削除） <u>21) 宗像地区事務組合との連絡調整</u> <u>22) 所管施設の被害調査、応急対応</u> <u>23) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧</u> <u>24) 公共施設等の利用調整</u> <u>25) 公用車等の確保・配車</u> <u>26) 応急対策に係る財政措置</u> <u>27) 行方不明者名簿の作成</u>	風水 応急 10	第1節 第4 災害対策本部の運営 5分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表 〔所属欄〕 ・ <u>デジタル化推進室</u> （追加） ・ <u>ふるさと寄附推進室</u> （追加） 〔分担作業〕 ・総務対策班 分担作業の20) 削除により21) 以降番号繰り上げ ・ <u>20) 宗像地区事務組合との連絡調整</u> ・ <u>21) 所管施設の被害調査、応急対応</u> ・ <u>22) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧</u> ・ <u>23) 公共施設等の利用調整</u> ・ <u>24) 公用車等の確保・配車</u> ・ <u>25) 応急対策に係る財政措置</u> ・ <u>26) 行方不明者名簿の作成</u>	機構改革に伴う修正 (変更)

<p>風水 応急 11</p>	<p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5 分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>〔所属欄〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市建設部</u> (削除) <p>〔分担作業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民対策班 9) <u>世界遺産関連資産の状況確認</u> (削除) ・ 産業班 5) <u>離島地域の情報収集</u> 6) <u>離島地域に関する対策本部との調整</u> 7) <u>離島地域の援護対策</u> 	<p>風水 応急 11</p> <p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5 分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>〔所属欄〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市整備部</u> (追加) ・ <u>都市再生部</u> (追加) ・ <u>都市再生課</u> (主管課追加) ・ <u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u> (追加) ・ <u>元気な島づくり課</u> (追加) ・ <u>世界遺産課</u> (市民協働環境部から教育子ども部) <p>〔分担作業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業班 5) <u>渡船の運航管理</u> (追加) 6) <u>離島地域の情報収集</u> 7) <u>離島地域に関する対策本部との調整</u> 8) <u>離島地域の援護対策</u> ・ 教育子ども部 6) <u>世界遺産関連資産の状況確認</u> (追加) 	<p>機構改革に伴う修正 (変更)</p>
-------------------------	---	---	---------------------------

風水
応急
22

第2節 第3風水害、土砂災害の警戒活動 1 水害の警戒活動
(1) 警戒本部体制

■市内警戒河川における水位区分と避難基準 (削除)

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断水 位 (m)	はん濫 危険水位 (m)	避難準備 高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
釣川	川端井堰	宗像市深田	2.45	2.52	2.85	2.95	大雨警報 (浸水害) または洪水 警報が発表 され、可動 堰が転倒し ても避難判 断水位【水 位観測所ご とに設定】 に達した場 合	大雨警報(浸 水害)または 洪水警報が 発表され、可 動堰が転倒 しても氾濫 危険水位【水 位観測所ご とに設定】に 達した場合	大雨警報(浸 水害)または 洪水警報が 発表され、可 動堰が転倒 してもはん 濫危険箇所 の堤防高(又 は後背地地 盤高)【水位 観測所ごと に設定】に達 するおそれ が高い場合
釣川	上釣橋	宗像市河東	2.69	2.78	3.43	3.55			
釣川	鍵橋	宗像市田久	2.96	3.10	3.34	3.44			
山田川	長縄手橋	宗像市須恵	1.90	2.12	2.17	2.22			
八並川	田熊	宗像市東郷	1.86	2.17	2.22	2.73			

風水
応急
22

第2節 第3風水害、土砂災害の警戒活動 1 水害の警戒活動
(1) 警戒本部体制

■市内警戒河川における水位区分と避難基準

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断水 位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	高齢者等避難	避難指示
釣川	川端井堰	宗像市深田	2.45	2.52	2.85	2.95	大雨警報(浸水 害)または洪水 警報が発表され、可 動堰が転倒して も避難判断水位 【水位観測所ご とに設定】に達し た場合	大雨警報(浸水 害)または洪水 警報が発表され、可 動堰が転倒して も氾濫危険水位 【水位観測所ご とに設定】に達し た場合
釣川	上釣橋	宗像市河東	2.69	2.78	3.43	3.55		
釣川	鍵橋	宗像市田久	2.96	3.10	3.34	3.44		
山田川	長縄手橋	宗像市須恵	1.90	2.12	2.17	2.22		
八並川	田熊	宗像市東郷	1.86	2.17	2.22	2.73		

避難情報の変更
(削除)
※避難勧告と避難
指示(緊急)が情
報一本化されたこ
とにより避難指示
(緊急)に係る箇
所を削除

風水
応急
41

第5節 第1避難救助法の適用申請 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1~4号の規定による。

本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

風水
応急
41

第5節 第1避難救助法の適用申請 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

国の災害対策本部が設置された時は、災害が発生する前段階であっても、災害救助法を適用することができる。(追加)

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1~4号の規定による。

本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

災害救助法の改正
(追加)

風水
応急
44

第6節 第1避難勧告等 1避難勧告等の発令権者

市長は、今後、避難勧告や避難指示（緊急）の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」（警戒レベル3）を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生するおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難勧告」（警戒レベル4）を発令する。また、災害が発生する恐れがきわめて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合には「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）を発令する。

風水
応急
44

第6節 第1避難指示等 1避難指示等の発令権者

市長は、今後、避難指示の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」（警戒レベル3）を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生するおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」（警戒レベル4）を発令する。

避難情報の変更
(削除)
※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る

風水
応急
47

第6節 第1避難勧告等 2避難勧告等の区分

■避難勧告等の区分（削除）

警戒レベル	区分	発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	○ 要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を始めることが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

風水
応急
46

第6節 第1避難指示等 2避難指示等の区分

■避難指示等の区分

警戒レベル	区分	発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○ 要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を始めることが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

避難情報の変更
(削除)
※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る箇所を削除

風水 応急 48	第6節 第1避難勧告等 3 避難勧告等の基準 ■避難勧告等の発令基準（削除）							
	<table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">避難指示（緊急）（警戒レベル4）</td> <td>大雨警報（浸水警）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合</td> <td>①～③のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を状況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</td> <td>潮位が「危険潮位」を超過し、浸水が発生したと推測される場合</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生情報（警戒レベル5）</td> <td>決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> <td>土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> <td>海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> </tr> </table>	避難指示（緊急）（警戒レベル4）	大雨警報（浸水警）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合	①～③のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を状況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	潮位が「危険潮位」を超過し、浸水が発生したと推測される場合	災害発生情報（警戒レベル5）	決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合
避難指示（緊急）（警戒レベル4）	大雨警報（浸水警）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合	①～③のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を状況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	潮位が「危険潮位」を超過し、浸水が発生したと推測される場合					
災害発生情報（警戒レベル5）	決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合					

風水 応急 49	第6節 第1避難指示等 3 避難指示等の基準			
	<table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生情報（警戒レベル5）</td> <td>決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> <td>土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> <td>海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</td> </tr> </table>	災害発生情報（警戒レベル5）	決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合
災害発生情報（警戒レベル5）	決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	

避難情報の変更（削除）
※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る箇所を削除

震災 応急 9	第1節 第4災害対策本部の運営 2 災害対策本部の組織等 ■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和3年1月29日現在） [対策本部会議] ・ <u>都市建設部長</u> （削除） [対策部・班名（班長）] ・ <u>（都市建設部長）</u> （削除） [平常時部局] ・ <u>（都市建設部長）</u> （削除）
---------------	--

震災 応急 9	第1節 第4災害対策本部の運営 2 災害対策本部の組織等 ■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和3年4月1日現在） [対策本部会議] ・ <u>都市整備部長</u> （追加） ・ <u>都市再生部長</u> （追加） [対策部・班名（班長）] ・ <u>（都市整備部長）</u> （追加） ・ <u>都市再生部長</u> （追加） [平常時部局] ・ <u>（都市整備部長）</u> （追加） ・ <u>都市再生部長</u> （追加）
---------------	---

機構改革に伴う修正

(変更)

	<p>[平常時課室等欄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交通対策課</u> (削除) ・ <u>文化財課</u> (削除) 	<p>[平常時課室等欄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>デジタル化推進室</u> (追加) ・ <u>ふるさと寄附推進室</u> (追加) ・ <u>都市計画課 (主管課)</u> (都市建設部から都市整備部) ・ <u>維持管理課</u> (都市建設部から都市整備部) ・ <u>都市整備部</u> (都市建設部から都市整備部) ・ <u>下水道課</u> (都市建設部から都市整備部) ・ <u>都市再生課 (主管課)</u> (主管課追加、都市建設部から都市再生部) ・ <u>建築課</u> (都市建設部から都市再生部) ・ <u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u> (追加) ・ <u>元気な島づくり課</u> (追加) ・ <u>世界遺産課</u> (市民協働環境部から教育子ども部) 	
<p>震災 応急 11</p>	<p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>[所属欄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交通対策課</u> (削除) <p>[分担作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>20) 渡船の運航管理、ふれあいバスの運行管理</u> (削除) ・ <u>21) 宗像地区事務組合との連絡調整</u> ・ <u>22) 所管施設の被害調査、応急対応</u> ・ <u>23) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧</u> ・ <u>24) 公共施設等の利用調整</u> ・ <u>25) 公用車等の確保・配車</u> ・ <u>26) 応急対策に係る財政措置</u> 	<p>震災 応急 11</p> <p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>[所属欄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>デジタル化推進室</u> (追加) ・ <u>ふるさと寄附推進室</u> (追加) <p>[分担作業]</p> <p>分担作業の 20) 削除により 21) 以降番号繰り上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>20) 宗像地区事務組合との連絡調整</u> ・ <u>21) 所管施設の被害調査、応急対応</u> ・ <u>22) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧</u> ・ <u>23) 公共施設等の利用調整</u> ・ <u>24) 公用車等の確保・配車</u> ・ <u>25) 応急対策に係る財政措置</u> 	<p>機構改革に伴う修正 (変更)</p>

<p>震災 応急 12</p>	<p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5 分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>〔所属欄〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市建設部</u> (削除) <p>〔分担作業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民対策班 <p>9) <u>世界遺産関連資産の状況確認</u> (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業班 <p>5) <u>離島地域の情報収集</u></p> <p>6) <u>離島地域に関する対策本部との調整</u></p> <p>7) <u>離島地域の援護対策</u></p>	<p>震災 応急 12</p> <p>第1節 第4 災害対策本部の運営 5 分掌事務 宗像市災害対策本部の事務分担表</p> <p>〔所属欄〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市整備部</u> (追加) ・ <u>都市再生部</u> (追加) ・ <u>都市再生課</u> (主管課追加) ・ <u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u> (追加) ・ <u>元気な島づくり課</u> (追加) ・ <u>世界遺産課</u> (市民協働環境部から教育子ども部) <p>〔分担作業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業班 <p>5) <u>渡船の運航管理</u> (追加)</p> <p>6) <u>離島地域の情報収集</u></p> <p>7) <u>離島地域に関する対策本部との調整</u></p> <p>8) <u>離島地域の援護対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育子ども部 <p>6) <u>世界遺産関連資産の状況確認</u> (追加)</p>	<p>機構改革に伴う修 正 (変更)</p>
-------------------------	--	--	--------------------------------

震災
応急
30

第6節 第1避難勧告等 1 避難勧告等の発令権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難勧告」を発令し、事態が切迫し、急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。（略）

震災
応急
30

第6節 第1避難指示等 1 避難指示等の発令権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を発令する。（略）

避難情報の変更
（削除）
（変更）
※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る箇所を削除

震災
応急
32

第6節 第1避難勧告等 2 避難勧告等の区分

■避難勧告等の区分（削除）

■避難勧告等の区分

区分	発令時の状況	市民等に求める行動
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示（緊急）	○ <u>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ○ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ○ <u>人的被害の発生した状況</u>	・ <u>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・ <u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

震災
応急
32

第6節 第1避難指示等 2 避難指示等の区分

■避難指示等の区分

■避難指示等の区分

区分	発令時の状況	市民等に求める行動
避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

避難情報の変更
（削除）
※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る箇所を削除

<p>震災 応急 32</p>	<p>第6節 第1避難勧告等 3避難勧告等の基準 ■避難勧告等の発令基準（削除）</p> <p>■避難勧告等の発令基準（「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」より）</p> <table border="1" data-bbox="219 403 922 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> ①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 </td> </tr> </tbody> </table>	津波災害		避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告		避難指示（緊急）	①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	<p>震災 応急 32</p>	<p>第6節 第1避難指示等 3避難指示等の基準 ■避難指示等の発令基準</p> <p>■避難指示等の発令基準（「避難指示等の判断・伝達マニュアル」より）</p> <table border="1" data-bbox="1104 427 1861 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> ①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 </td> </tr> </tbody> </table>	津波災害		高齢者等避難		避難指示	①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	<p>避難情報の変更 （削除） ※避難勧告と避難指示（緊急）が情報一本化されたことにより避難指示（緊急）に係る箇所を削除</p>
津波災害																		
避難準備・高齢者等避難開始																		
避難勧告																		
避難指示（緊急）	①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合																	
津波災害																		
高齢者等避難																		
避難指示	①～②のいずれか1つに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる。） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合																	